

平成29年度事業計画書

- 1 都道府県知事の委任を受けて行う行政書士試験の実施に関する事務
 - (1) 試験制度について、広報活動を通じ周知を行う。
 - (2) 試験地は各都道府県とし、試験場は、受験者の利便性を考慮して配置する。
 - (3) 試験委員会において、試験問題を作成し、採点を行う。
 - (4) 試験案内の配布、受験願書の受付、審査及び受験手数料の徴収を行う。
 - (5) 各試験場に医療スタッフを配置する。
 - (6) 試験結果を各都道府県に通知する。
 - (7) 関係官公庁及び関係諸団体と連絡提携し、円滑な試験実施を図る。
 - (8) 危機管理・情報管理システムの運用を行う。
 - (9) 平成30年度の試験実施計画(案)を作成し、必要な諸準備を進める。

※ 都道府県委任状況 ……全都道府県

- 2 行政書士の業務及び行政書士資格にかかわる試験制度等についての調査研究及び情報の収集、分析、提供
 - (1) 行政書士及び関連する他の資格の試験制度等について資料の収集、分析及び研究を行う。
 - (2) 行政書士試験の実施結果及び合格者の動向等を分析し、その成果を関係行政機関等広く一般に提供する。
 - (3) 各種情報の統計管理を行う。
- 3 その他本センターの目的を達成するために必要な事業
 - (1) 一般財団法人としての円滑な法人運営を行う。
 - (2) 一般財団法人として、法人の広報啓発活動の強化を図る。

平成29年度行政書士試験実施計画

平成29年度行政書士試験を下記のとおり実施する。

1 年間スケジュール

別添スケジュールに基づき実施する。主な業務日程は次のとおり。

- (1) 試験の公示 7月第2週 (7月3日〔月〕)
- (2) 試験案内・受験願書配布 8月7日(月)から9月8日(金)まで
※ 希望者からの請求に応じて本センターから希望者に郵送する。郵送による願書請求の締め切りは9月1日(金)とする。
なお、各都道府県並びに各都道府県行政書士会に配布を依頼するほか、より効果的な配布先の検討を進める。
- (3) 受験願書受付 8月7日(月)から9月8日(金)まで
※ 郵送による受け付けは、9月8日(金)の消印のあるものまで有効とする。
インターネットによる受付は、9月5日(火)までに手続を完了したものを受け付ける。
- (4) 試験日 11月第2日曜日 (11月12日〔日〕)
- (5) 試験時間 午後1時から午後4時まで
- (6) 合格発表 1月第5週 (1月31日〔水〕)

2 試験地等

試験地は各都道府県とし、試験場数は53会場(平成28年度:56会場)とする。

3 実施に係る役割分担

試験事務のうち、試験の公示、受験申込みの受付、採点及び試験結果の集計報告、可否の通知等は本センター事務局が行う。

試験事務のうち、次に掲げるものについては試験場責任者が中心となって行う。

- (1) 試験場の手配・確保(必要に応じ都道府県の協力を得て行う。)
- (2) 試験監督員・試験本部員の手配等
- (3) 試験当日の対応

4 試験の公示及び広報

- (1) 試験の公示は、事務所の掲示板に掲示することにより行う。
- (2) 委任都道府県が発行する公報又は広報紙への掲載等を依頼する。
- (3) 本センターがポスターを作成し、各都道府県・各市区町村及び各都道府県行政書士会等に掲示を依頼する。

5 インターネットによる出願

行政書士試験の出願において、申し込み方式を多様化し受験者の利便性を図る観点から、インターネットによる出願方式の充実を図る。

6 コンピュータによる事務処理と外注化

受験者の把握、受験番号の設定を始め、採点（択一式）、合否通知書の作成等、可能な限りコンピュータによる事務処理を採用し、事務の効率化を図る。

なお、既に実施しているインターネットによる願書受付の外注化に加え、郵送による願書受付についても導入を進め、事務の一層の効率化を図る。

7 受験手数料と納入方法

受験手数料 7,000 円（政令を標準として各都道府県の条例で規定）は、受験申込み時に所定の払込用紙による支払いのほか、クレジットカード決済及びコンビニ決済により、本センターの指定する口座に払い込ませることとする。

8 試験の方法

試験問題については、行政書士の業務に関し必要な法令等から 4 6 題、行政書士の業務に関連する一般知識等から 1 4 題を出題する。出題形式については、行政書士の業務に関し必要な法令等は択一式及び記述式、行政書士の業務に関連する一般知識等は択一式とし、試験は筆記試験によって行う。

9 身体の機能に障がいのある方の受験上の特例措置

点字試験を実施するなど総務省告示の趣旨に鑑み、可能な限り身体の機能に障がいのある方について、行政書士試験の特例措置を講ずる。

10 試験問題の作成及び採点

試験委員が、試験問題の作成及び採点を行う。

1.1 年度間の難易度の評価等

試験結果難易度評価委員会において、試験科目ごとの年度間の難易度の評価に関する事項その他委任都道府県知事が行う合否の決定に資する事項を審議する。

1.2 合格者の決定

行政書士法第 4 条第 1 項及び同法施行規則第 2 条に基づき都道府県知事が行う。

1.3 合格発表

本センターの理事長名で合格者の受験番号を公示するとともに受験者全員に合否及び得点結果を通知する。また、委任都道府県知事に対し当該公示内容を公報に掲載すること等を依頼するほか、総務大臣及び委任都道府県知事名による合格証を郵送により合格者に交付する。

1.4 正解の公表

択一式試験問題の正解及び記述式問題の正解例は、平成 30 年 1 月 31 日（水）以降に本センターのホームページに登載し公表する。

1 5 行政書士試験の分析及び提供

行政書士試験の実施結果等を分析し、関係行政機関等広く一般に提供する。